

岐阜県水源地域保全条例

水源地域内の**土地売買等**又は**開発行為**を行う場合は**事前の届出**が必要です



指定市町村 22市町村
 指定箇所 259か所
 指定面積 約5万8千ha

〈水源地域の指定がある市町村〉
 岐阜市・大垣市・高山市・関市・中津川市・美濃市・恵那市・美濃加茂市・山県市・飛騨市・郡上市・下呂市・海津市・関ヶ原町・揖斐川町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・白川村（取水地点上流：瑞浪市・川辺町）

令和2年10月現在

《事前届出制度》

●届出の対象となる土地 岐阜県が指定した水源地域内の土地

指定区域を示した「水源地域区域図」は、県庁治山課、各農林事務所、関係市役所・町村役場に備え置いてあります。

また、県ホームページの「岐阜県水源地域保全条例について」で区域、大字・字情報が確認できるほか、「ぎふふおれナビ」でも区域が確認できます。

岐阜県水源地域保全条例

検索

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9280.html>



★「ぎふふおれナビ」で区域を確認する場合

ぎふふおれナビで検索>ふおれナビへGO!>（利用規約に）同意する>表示切替欄で水源地域区域図の■水源林にチェックを入れた後、所在地名・住所一覧等で検索してください。

●届出の区分	土地の所有権等の移転等の届出	開発行為の届出(令和3年1月1日から)
●対象となる行為	○所有権、地上権、地役権、賃借権、使用貸借による権利の移転又は設定に係る契約を締結する場合（相続は除く）	○土石、樹根、鉱物の採掘、開墾、盛土、切土、土砂の堆積 ○建物その他工作物の新築、改築、増築、移転、撤去 ○水資源を採取するための設備の設置
●対象除外	○国、県、市町村との契約 ○非常災害に際し必要な応急措置を講ずるためのもの ○規則で定める公益性の高い事業である場合 1 電気事業法による電気事業者が行う送電線路設置事業の一部（※鉄塔、管渠、開閉所などは届出不要）、配電線路設置事業の一部（※電柱、電線等のみ届出不要） 2 電気通信事業法による認定電気通信事業者が行う通信設備設置事業の一部（※電柱、電線等のみ届出不要）	○国、県、市町村が行う事業 ○非常災害に際し必要な応急措置を講ずるための行為 ○森林施業及び管理に必要な開発行為 ○規則で定める開発行為 1 自己の居住の用に供する住宅の建築、移転又は撤去 2 電柱、電話柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する工作物の新築、改築又は増築 3 家庭用水の取水を目的とする設備（複数戸分をまとめて取水するものを除く。）の設置 4 立木の生育を阻害するおそれのないもの
●届出者	土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売り主）	開発行為を行おうとする方
●届出時期	契約をしようとする 30日前 まで	開発行為をしようとする 60日前 まで

※届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合、勧告・公表・5万円以下の過料が科せられます。

※届出書の様式は、岐阜県ホームページ「水源地域保全条例」からダウンロードできます。

土地の所有権等の移転等の届出書

開発行為の届出



別記第1号様式（第6条関係）
土地の所有権等の移転等の届出書

岐阜県知事 様

届出者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

年月日

土地の所有権等の移転又は設定をする契約を締結したいので、岐阜県水源地域保全条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約当事者に関する事項

所有権等の移転又は設定をしようとする者	住所 氏名 電話番号
業種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
所有権等の移転又は設定を受けようとする者	住所 氏名 電話番号
	<input type="checkbox"/> 未定
契約に係る権利の種類及び内容	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 質借権の（ <input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 移転）
契約締結予定年月日	<input type="checkbox"/> 予定あり 年 月 日 <input type="checkbox"/> 未定

2 土地に関する事項

登記上の土地の所在	登記地目	登記面積
合計	筆	㎡
土地利用の現況	<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる（ ） <input type="checkbox"/> 未定	
所有権等の移転又は設定の後の土地の利用目的		

別記第2号様式（第8条関係）
開発行為の届出書

岐阜県知事 様

届出者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

年月日

開発行為を行いたいため、岐阜県水源地域保全条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 開発に関する事項

開発行為者	住所 氏名 電話番号
業種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事を請け負う者	住所 氏名 電話番号
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
開発行為に係る土地の所在、現況及び面積	土地の所在 現況 面積(㎡) うち水源地域の面積(㎡)
開発行為の目的	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 質借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
開発行為に係る権利の種類	内容 <input type="checkbox"/> 期間 <input type="checkbox"/> その他
開発行為の種類及び内容	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 土石の採掘 <input type="checkbox"/> 掘削の掘削 <input type="checkbox"/> 掘削の掘削 <input type="checkbox"/> 掘削 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 土砂の地積 等 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> その他の工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 撤去 敷地面積 ㎡、規模・構造（ ） <input type="checkbox"/> 取水設備の設置 1日最大取水量 ㎡/日 1日平均取水量 ㎡/日 用途（ ） 水の供給を受ける者の数（ ）
備考	

○添付書類

- ・位置図（縮尺5万分の1程度及び5千分の1程度）
- ・当該土地の所有権等を有することを証する書面の写し（登記事項証明書など）

○提出部数 3部（正本1部・副本2部（コピー可））

○添付書類

- ・位置図（縮尺5万分の1程度及び5千分の1程度）
- ・土地の使用に関する権利を有することを証する書面の写し
- ・開発行為に係る土地の現況を撮影した写真（全景及び主な箇所を撮影したもの）
- ・開発行為の内容を示す図面（平面図、断面図、構造図など）

○提出部数 3部（正本1部・副本2部（コピー可））

○提出先・問合せ先（県庁治山課または、水源地域所管の農林事務所へ提出してください。)

機関名	住所	電話番号（内線）
県庁治山課水源林保全係	岐阜市藪田南2-1-1（県庁8階）	058-272-8496（直通）
岐阜農林事務所林業課	岐阜市藪田南5-14-53（OKBふれあい会館 第1棟8階）	058-214-7406（直通）
西濃農林事務所林業課	大垣市江崎町422-3（西濃総合庁舎）	0584-73-1111（399）
揖斐農林事務所林業課	揖斐郡揖斐川町上南方1-1（揖斐総合庁舎）	0585-23-1111（442）
中濃農林事務所林業課	美濃市生櫛1612-2（中濃総合庁舎）	0575-33-4011（230）
郡上農林事務所林業課	郡上市八幡町初音1727-2（郡上総合庁舎）	0575-67-1111（250）
可茂農林事務所林業課	美濃加茂市古井町下古井2610-1（可茂総合庁舎）	0574-25-3111（423）
東濃農林事務所林業課	多治見市上野町5-68-1（東濃西部総合庁舎）	0572-23-1111（291）
恵那農林事務所林業課	恵那市長島町正家後田1067-71（恵那総合庁舎）	0573-26-1111（304）
下呂農林事務所林業課	下呂市萩原町羽根2605-1（下呂総合庁舎）	0576-52-3111（220）
飛騨農林事務所林業課	高山市上岡本町7-468（飛騨総合庁舎）	0577-33-1111（482）

R2.10.1

清流の国ぎふ

清流の国ぎふ憲章
～豊かな森と清き水 世界に誇れる我が清流の国～
「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、
知 清流がもたらした自然、歴史、文化、伝統、文化、技を知り学びます
創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます
伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます
平成26年1月31日「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

清流の国ぎふ
森林・環境税
を使って「清流の国ぎふ」の
豊かで清らかな水を育む森林
を守っています。

